

# 天草広域連合の概要

(令和6年6月1日現在)



天草広域連合

## － 目 次 －

○はじめに・天草広域連合の歩み・処理事務	1
○組織図	2
○執行部・特別職及び議会議員名簿	3
○議会の状況	4
○監査の状況	5
○予算	6
○介護認定審査会及び審査状況	7
○天草広域連合管内図・消防庁舎概要	8
○ごみ処理施設の概要	9
○火災・救急の概要	10
○ごみ処理施設の運営状況	11
○規約	12

## ＜はじめに＞

天草広域連合は、熊本県西部に広がる大小120余りの島々からなる天草諸島の天草市、上天草市及び苓北町を区域とし、山地が多い地勢と比較的温暖多雨な気候となっています。

雲仙天草国立公園の指定や天草五橋開通で九州本土と結ばれたことで、昭和30年から40年代に産業、文化、教育等が大きく発展し、その後、平成の市町村合併を経て構成市町は15市町から3市町になりました。

## ＜天草広域連合の歩み＞

天草広域連合は、天草郡市2市13町の介護認定審査会の設置・運営を主な業務として、平成11年7月1日に発足しました。また、平成13年7月1日に、天草消防組合、天草中央衛生施設一部事務組合及び本渡市3ヶ町斎場管理組合を統合し、新体制がスタートしました。平成16年には、上天草市が発足し、関係市町が3市9町になりました。平成18年には、天草市が発足し、関係市町が2市1町になり、天草本渡斎場施設及び業務を天草市に移管しました。

## ＜天草広域連合の処理する事務＞

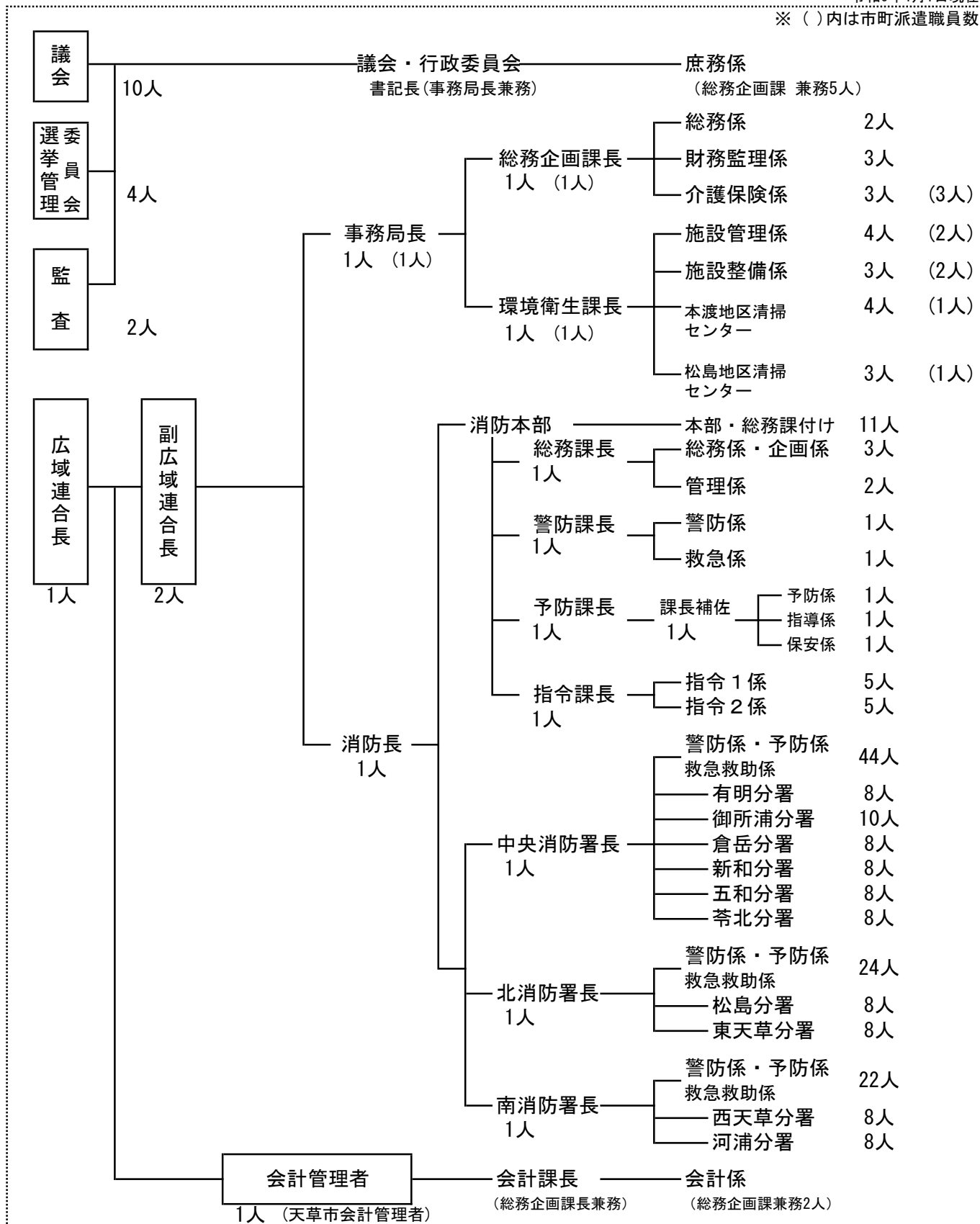
令和6年4月1日現在

事 務 内 容	
1	介護認定審査会の設置運営及び認定システムの開発・管理運営
2	広域サインの設置管理運営
3	消防に関すること（消防団及び消防水利事務を除く）
4	ごみ処理施設の設置及び管理運営
5	ごみ処理施設に附帯する集会所施設の設置及び管理運営
6	広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定
7	熊本県からの権利委譲事務（煙火の消費、液化石油ガス設備工事の届出受理）

# ＜天草広域連合組織図＞

令和6年4月1日現在

※ ( )内は市町派遣職員数



	条例定数	常勤職員	広域連合職員	市町派遣職員
事務局	36人	25人	13人	12人
消防部局	218人	212人	212人	
合計	254人	237人	225人	12人

## ＜天草広域連合・執行部・特別職名簿＞

令和6年4月1日現在

職名	氏名	備考
広域連合長	馬場 昭治	天草市長
副広域連合長	堀江 隆臣	上天草市長
〃	山崎 秀典	苓北町長
会計管理者	本田 一	天草市会計管理者
監査委員(識見)	水野 博之	上天草市
〃 (議会)	勝木 幸生	天草市議会
選挙管理委員	鬼塚 清武	天草市
〃	澤村 弘史	上天草市
〃	松本 由香里	天草市
〃	小崎 重輝	苓北町

## ＜天草広域連合議会・議員名簿＞

令和6年4月1日現在

	氏名	職名	選出議会名
1	若山 敬介	議長	天草市議会
2	桑原 千知	副議長	上天草市議会
3	平山 泰司		天草市議会
4	松岡 寿	厚生委員長 議会運営副委員長	〃
5	勝木 幸生	監査委員	〃
6	澤井 一富		〃
7	濱洲 大心	議会運営委員長	〃
8	塩田 真一	厚生副委員長	上天草市議会
9	何川 雅彦	総務副委員長	〃
10	野崎 幸洋	総務委員長	苓北町議会

## <議会の状況（令和5年）>

### 本会議及び会期

会議の別	会 期	期 日
第1回定例会	2日	令和5年2月15日、2月22日
第2回臨時会	1日	令和5年5月30日
第3回臨時会	1日	令和5年7月13日
第4回定例会	1日	令和5年8月24日
第5回臨時会	1日	令和5年10月5日
第6回定例会	1日	令和5年11月22日

### 審議状況

区 分	件 数	区 分	件 数
条例関係	8件	決算関係	1件
予算関係	9件	そ の 他	10件
計			28件

### 議決の状況

区 分	件 数	区 分	件 数
原案可決	22件	修正可決	1件
原案否決	1件	承 認	1件
認 定	1件	同 意	2件
計			28件

### 議会運営委員会・常任委員会

区 分	回数	期 日
議会運営委員会	8回	令和5年2月3日、2月15日、2月22日、 5月23日、7月5日、8月10日、 9月26日、11月14日
総務委員会	2回	令和5年2月15日（2回）
厚生委員会	2回	令和5年2月15日（2回）

## 全員協議会

期 日	主 な 議 題
令和 5 年 2 月 15 日	・ 常任委員及び議会運営委員の選任について
令和 5 年 5 月 30 日	・ 副議長の選挙について ・ 常任委員の選任について ・ 環境衛生課より報告
令和 5 年 7 月 5 日	・ 新ごみ処理施設整備、運営事業の非価格要素に関する提出書類（概要版）等について
令和 5 年 7 月 13 日	・ 新ごみ処理施設整備、運営事業の非価格要素に関する提出書類（概要版）等について
令和 5 年 8 月 10 日	・ 新ごみ処理施設整備、運営事業の経過について
令和 5 年 8 月 24 日	・ 選挙管理委員及び補充員の選挙について ・ 苓北分署落成式について ・ 連合議員先進地研修について ・ 環境衛生課より報告
令和 5 年 10 月 5 日	・ 連合議員先進地研修について ・ 環境衛生課より報告
令和 5 年 11 月 22 日	・ 環境衛生課より報告

## < 監査の状況（令和 5 年度） >

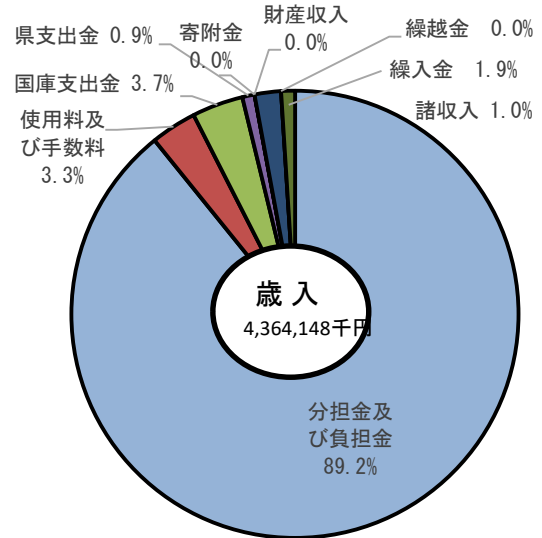
区 分	時期、対象等	
例月出納検査	翌月の 10 日から 20 日までの間（12 回）	
決算審査	9 月 27 日	
定期監査	9 月 27 日	事務局：総務企画課、議会行政委員会、会計課、環境衛生課
	9 月 28 日	消防本部：総務課、警防課、予防課、指令課、中央消防署、北消防署、南消防署

## ＜令和6年度 天草広域連合一般会計歳入歳出予算（当初予算）＞

### 歳入

（単位：千円、％）

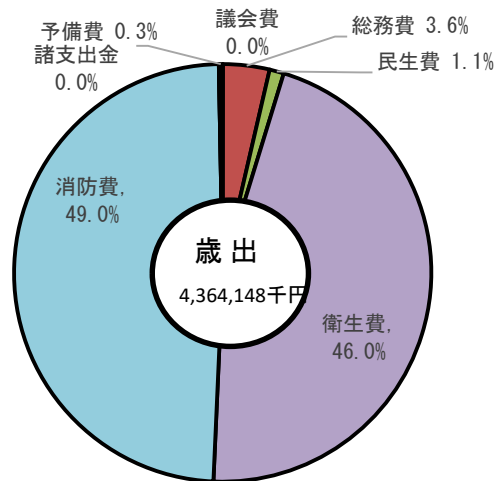
款	予算額	構成比率
1 分担金及び負担金	3,892,567	89.2%
2 使用料及び手数料	145,848	3.3%
3 国庫支出金	160,040	3.7%
4 県支出金	37,762	0.9%
5 財産収入	335	0.0%
6 寄附金	1	0.0%
7 繰入金	81,490	1.9%
8 繰越金	1	0.0%
9 諸収入	46,104	1.0%
合計	4,364,148	100.0%



### 歳出

（単位：千円、％）

款	予算額	構成比率
1 議会費	1,499	0.0%
2 総務費	156,850	3.6%
3 民生費	48,025	1.1%
4 衛生費	2,004,730	46.0%
5 消防費	2,137,712	49.0%
6 諸支出金	332	0.0%
7 予備費	15,000	0.3%
合計	4,364,148	100.0%





## <介護認定審査会の状況>

天草広域連合介護認定審査会

会長 東 一成 (天草郡市医師会長)

令和6年4月1日現在

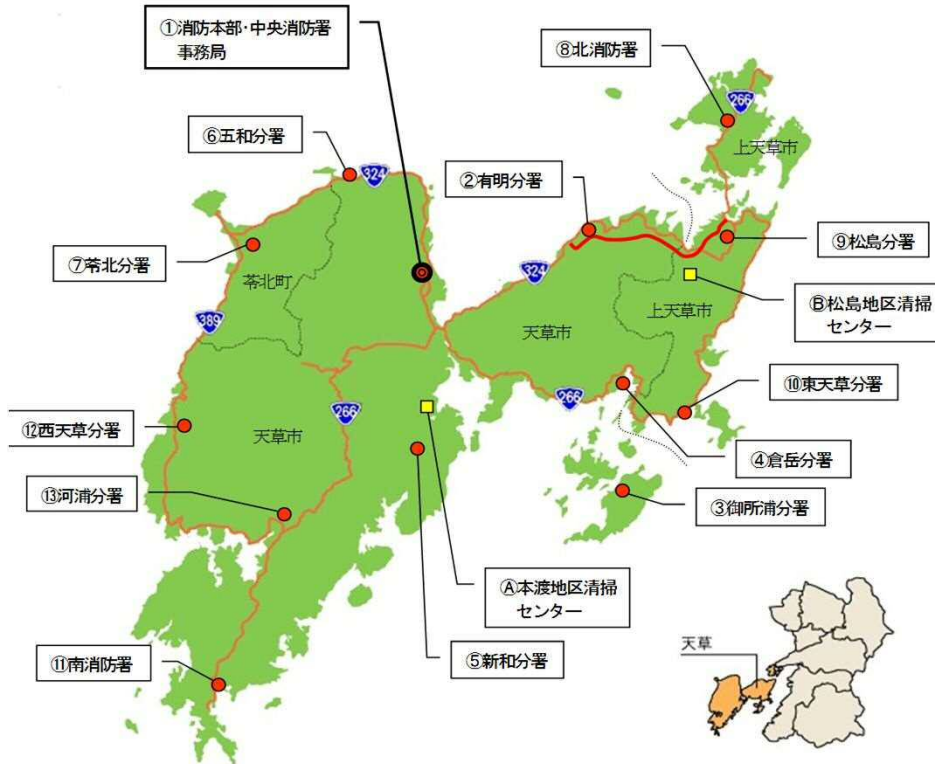
区分	合議体別 委員数	分野別委員数			会場
		医療分野	福祉分野	保険分野	
第1合議体	延べ 8 名	66 名	39 名	20 名	天草市(天草広域連合事務所)
第2合議体	延べ 8 名				
第3合議体	延べ 6 名				
第4合議体	延べ 5 名				
第5合議体	延べ 8 名				天草市(天草広域連合事務所)
第6合議体	延べ 14 名				
第7合議体	延べ 13 名				
第8合議体	延べ 13 名				
第9合議体	延べ 13 名				
第10合議体	延べ 13 名				
第11合議体	延べ 15 名				
第12合議体	延べ 11 名				
第13合議体	延べ 7 名				
第14合議体	延べ 5 名				
無任所委員	1 名	1 名	0 名	0 名	天草市(天草市立牛深市民病院)
合計	延べ 140 名	67 名	39 名	20 名	上天草市(松島総合センターアロマ)
	実質 126 名				上天草市(大矢野総合体育館)
					天草市(天草市立河浦病院)

## <介護認定審査会審査状況>

令和5年度

区 分 (市 町 別)	審査 件数	内訳							
		非 該当	要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5
天 草 市	5,164	29	494	816	1,024	910	768	710	413
上 天 草 市	1,907	19	278	359	351	306	214	259	121
苓 北 町	398	7	38	47	90	64	37	73	42
そ の 他 (生活保護受給者)	8	0	1	1	1	0	2	3	0
合 計	7,477	55	811	1,223	1,466	1,280	1,021	1,045	576
審 査 割 合	100%	0.7%	10.8%	16.4%	19.6%	17.1%	13.7%	14.0%	7.7%

## <天草広域連合管内図>



## <消防庁舎概要>

施設名	所在地	延べ面積	取得価格
<b>消防本部・中央消防署</b>			
① 庁舎	天草市本渡町広瀬1687番地2	3857.24㎡	598,729千円
訓練A棟	〃	209.54㎡	50,651千円
訓練B棟	〃	210㎡	49,574千円
訓練C棟	〃	78㎡	18,814千円
② 有明分署	天草市有明町赤崎2030番地8	229㎡	60,674千円
③ 御所浦分署	天草市御所浦町御所浦3526番地12	214㎡	61,424千円
④ 倉岳分署	天草市倉岳町棚底850番地1	233.33㎡	39,385千円
⑤ 新和分署	天草市新和町小宮地658番地	207.2㎡	49,139千円
⑥ 五和分署	天草市五和町二江4915番地1	257.2㎡	47,093千円
⑦ 苓北分署	天草郡苓北町志岐1231番地	512.25㎡	59,500千円
<b>北消防署</b>			
⑧ 庁舎	上天草市大矢野町中11582番地33	687.93㎡	150,926千円
訓練A棟	〃	72㎡	57,932千円
訓練B棟	〃	36㎡	
⑨ 松島分署	上天草市松島町会津4276番地540	239.4㎡	92,739千円
⑩ 東天草分署	上天草市龍ヶ岳町高戸2095番地1	319.85㎡	48,958千円
<b>南消防署</b>			
⑪ 庁舎	天草市久玉町1216番地13	696.55㎡	114,870千円
⑫ 西天草分署	天草市天草町高浜南493番地6	231.96㎡	49,582千円
⑬ 河浦分署	天草市河浦町白木河内238番地	239.5㎡	59,086千円

## <ごみ処理施設の概要>

### 1 ごみ処理施設

施設名	㊤本渡地区清掃センター	リサイクルセンター
所在地	天草市楠浦町4751番地	天草市楠浦町4751番地
敷地面積	17,000㎡	本渡地区清掃センター内併設
工事年度	平成9年度～平成11年度	平成12年度
総事業費	6,056,258千円	525,000千円
処理能力等	可燃物処理方式＝焼却方式	資源物処理、貯留、保管
	形式 流動床式准連続炉	PETボトル 圧縮梱包
	処理能力 93t/16h(31t×3炉)	廃プラスチック類 圧縮梱包
	不燃物処理方式＝資源破砕併用	古紙、段ボール 保管・圧縮梱包
処理能力等	処理能力 19t/5h	発泡スチロール 熱減容固化
	処理能力 4.4t/日	処理能力 4.4t/日
対象区域	天草市(本渡・有明・栖本・新和・五和)・苓北町	天草市(本渡・有明・栖本・新和・五和)・苓北町

施設名	㊤松島地区清掃センター
所在地	上天草市松島町教良木236番地
敷地面積	18,854㎡
工事年度	平成6年度～平成7年度
総事業費	2,692,420千円
処理能力等	可燃物処理方式＝焼却方式
	形式 機械式バッチ炉
	処理能力 34t/8h(17t×2炉)
	不燃物処理方式＝資源破砕併用
処理能力 8t/5h	
対象区域	上天草市、天草市(倉岳町)

本渡地区清掃センター



### 2 集会所施設

施設名	松島地区集会所
所在地	上天草市松島町教良木236番地
敷地面積	松島地区清掃センター内併設
工事年度	平成11年度
総事業費	61,586千円
施設使用料	100円/人・日
開放時間	午前9時から午後5時まで
休館日	土日祝・12月29日から翌年の1月3日まで

松島地区清掃センター



## <火災・救急の概要>

### 市町別火災発生件数

令和5年1月1日～令和5年12月31日

種別 市町別	出火件数							焼損面積		損害額（千円）						
	合計	内訳						(建 m <sup>2</sup> ) 物	(林 a) 野	合計	内訳					
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他				建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
天草市	26	13		2			11	1,151	5	20,016	18,504		394			1,118
上天草市	14	5	1				8	306	9	8,888	8,859					29
苓北町	0									0						
合計	40	18	1	2	0	0	19	1,457	14	28,904	27,363	0	394	0	0	1,147

### 市町別救急発生件数

令和5年1月1日～令和5年12月31日

種別 市町別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	発生件数	搬送人員
天草市	24		10	244	33	26	708	2	23	2,573	637	4,280	3,879
上天草市	11		7	79	16	6	253	1	7	1,137	184	1,701	1,532
苓北町			2	16	1	3	65		2	182	101	372	336
管内中継			1	5	2	1	42			157	23	231	
管轄外			1				3			2		6	5
合計	35	0	21	344	52	36	1,071	3	32	4,051	945	6,590	5,752

## <ごみ処理施設の運営状況>

本渡地区・松島地区清掃センターの処理状況

可燃ごみ搬入量

令和5年度

市町名	項目	本渡地区 市町収集t	松島地区 市町収集t	市町許可 業者収集t	一般持込 t	計 t	市町の 割合%	前年度対比増減	
								増減t	増減率%
天草市		5,800		5,603	1,611	13,014	61.4	△ 239	△ 1.8
	本渡地区	4,254		3,536	1,173	8,963	42.3	△ 409	△ 4.4
	有明町	374		909	110	1,393	6.6	53	4.0
	栖本町	194		132	48	374	1.8	△ 20	△ 5.1
	新和町	280		57	108	445	2.1	△ 24	△ 5.1
	五和町	698		969	172	1,839	8.7	161	9.6
苓北町		369		659	72	1,100	5.2	△ 44	△ 3.8
上天草市			3,992	2,011	660	6,663	31.4	13	0.2
天草市倉岳町			297	93	41	431	2.0	23	5.6
合計		6,169	4,289	8,366	2,384	21,208	100.0	△ 247	△ 1.2

粗大ごみ搬入量

市町名	項目	本渡地区 市町収集t	松島地区 市町収集t	市町許可 業者収集t	一般持込 t	計 t	市町の 割合%	前年度対比増減	
								増減t	増減率%
天草市		761		558	978	2,297	10.8	△ 42	△ 1.8
	本渡地区	450		349	665	1,464	6.9	△ 51	△ 3.4
	有明町	69		116	72	257	1.2	17	7.1
	栖本町	44		32	50	126	0.6	1	0.8
	新和町	51		1	73	125	0.6	1	0.8
	五和町	147		60	118	325	1.5	△ 10	△ 3.0
苓北町		172		98	38	308	1.5	△ 11	△ 3.4
上天草市			251	114	285	650	3.1	13	2.0
天草市倉岳町			25	5	34	64	0.3	9	16.4
合計		933	276	775	1,335	3,319	15.6	△ 31	△ 0.9

焼却処理量

	本渡地区	松島地区	計
焼却処理量(t)	17,389	7,179	24,568
残灰埋立量(t)	1,633	811	2,444

資源物処理量

	本渡地区	松島地区	計
資源物搬入量(t)	1,840	600	2,440
売却量(t)	1,275	402	1,677
収益(千円)	25,691	9,210	34,901

破碎処理量

	本渡地区	松島地区	計
破碎処理量(t)	2,605	714	3,319
埋立量(t)	477	343	820

不燃ごみ処理量

	本渡地区	松島地区	計
売却量(t)	466	143	609
収益(千円)	4,165	1,668	5,833

# 天草広域連合規約

平成11年5月27日

熊本県指令市町村第7号

注 平成23年12月から改正経過を注記した。

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、天草広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、天草市、上天草市及び苓北町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- (2) 広域サインの設置及び管理運営に関すること。
- (3) 次に掲げる消防に関すること（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）。
  - ア 消防事務に関すること。
  - イ 消防施設の設置及び整備に関すること。
- (4) 次に掲げるごみ処理施設に関すること。
  - ア 本渡地区清掃センター、松島地区清掃センター、再生処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関すること（天草市にあっては、合併前の牛深市、御所浦町、天草町及び河浦町の区域に係る事務を除く。）。
  - イ 新たに設置するごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）に関すること。
- (5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること（天草市にあっては、合併前の牛深市、御所浦町、天草町及び河浦町の区域に係る事務を除く。）。
- (6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。
- (7) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により広域連合が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事務

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

（平25. 1. 11・平27. 3. 31・平31. 1. 18・一部改正）

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- (2) 広域サインに関すること。
- (3) 消防に関すること。
- (4) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。
- (6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。
- (7) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（平27. 3. 31・一部改正）

（広域連合の事務所）

第6条 広域連合の事務所は、熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2に置く。

（平26. 1. 14・一部改正）

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、10人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 天草市 6人
- (2) 上天草市 3人
- (3) 苓北町 1人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。

4 会計管理者は、天草市の会計管理者をもって充てる。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(正副広域連合長会議)

第14条 広域連合の運営に係る協議及び調整を行うために、正副広域連合長会議を置く。

2 正副広域連合長会議は、次に掲げる事項を審議することとする。

- (1) 議会の議決を経るべき事件
- (2) その他広域連合長が重要と認める案件

3 副広域連合長は、前項に掲げる以外の事項について必要と認めるときは、広域連合長に対し、正副広域連合長会議において審議することを求めることができる。

(補助職員)

第15条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)



第16条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔な者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第17条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町の負担金

(2) 国及び県の支出金

(3) 地方債

(4) 使用料及び手数料

(5) その他

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

3 前項に掲げる負担割合に基づく負担金の算定方法その他必要な事項は、別に条例で定める。

(規則への委任)

第19条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成11年7月1日から施行する。

(承継事務)

2 広域連合は、平成11年6月30日をもって廃止する天草広域市町村圏協議会の事務を承継する。

附 則（平成 13 年熊本県指令市町村第 3 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

（承継事務）

2 天草広域連合は、平成 13 年 6 月 30 日をもって解散する天草消防組合、天草中央衛生施設一部事務組合及び本渡市外三ヶ町斎場管理組合の事務を承継する。

附 則（平成 15 年熊本県指令市町村第 44 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 15 年熊本県指令市町村第 18 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 12 日）

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年熊本県指令市町村第 59 号及び第 68 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

（事務の共同処理に係る経過措置）

2 変更後の天草広域連合規約（次項において「変更後の規約」という。）第 4 条第 4 号の規定にかかわらず、合併前の松島町及び姫戸町の電子計算業務については、この規約の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、広域連合が処理する事務とする。

（負担金に係る経過措置）

3 変更後の規約第 2 条の規定にかかわらず、変更後の規約第 18 条第 2 項の規定による上天草市に対する負担割合の適用にあたっては、この規約の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町（前項に規定する事務にあっては、合併前の松島町及び姫戸町）を基準とし、当該各町ごとに変更後の規約別表を適用することとし、上天草市の負担金の額は、当該各町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

附 則（平成 17 年熊本県指令市町村第 37 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 17 年熊本県指令市町村第 16 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年熊本県指令市町村第42号及び第59号）

（施行期日）

1 この規約は、平成18年3月27日から施行する。

（負担金に係る経過措置）

2 平成18年3月27日から同年3月31日までの間における関係市町の負担金の額の算定は、変更後の規約第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、天草市の負担金の額は、合併前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町を基礎として、当該各市町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における天草市及び上天草市の負担金の額の算定は、天草市にあっては、合併前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町、上天草市にあっては、合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町を基礎として、当該各市町ごとに変更後の規約第18条第2項及び第3項の規定を適用して行うものとし、天草市及び上天草市の負担金の額は、当該各市町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

附 則（平成19年熊本県指令市町村第49号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年熊本県指令市町村第49号）

（施行期日）

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定の施行に伴い発生する苓北町の電子計算事務の共同処理の消滅に係る残務処理事務（以下「残務処理事務」という。）は、第1条の規定による変更後の天草広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第4条第4号の規定にかかわらず、平成20年7月31日までの間は、天草広域連合で行うものとする。

3 平成20年4月1日から同年7月31日までの間における変更後の規約第4条第4号の事務（残務処理事務を含む。）の処理に要する経費については、天草市及び苓北町が負担するものとし、その負担金の額は、変更後の規約別表の規定にかかわらず、変更前の天草広域連合規約別表の規定による負担割合を適用し、算定した額とする。

附 則（平成21年熊本県指令市町村第9号）

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年熊本県指令市町村第12号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成23年12月27日届出）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年熊本県指令市町村行第24号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月14日届出）

この規約は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成27年熊本県指令市町村行第9号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成31年熊本県指令市町村第6号）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月21日届出）

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第18条関係）

（平23. 12. 27・平25. 1. 11・平27. 3. 31・平31. 1. 18・  
令4. 7. 21・一部改正）

(1) 連合組織の運営又は広域事務に関する経費

区分			負担割合		対象市町
議会 費・総 務費	共通経 費	議会費、監査委員費及 び選挙管理委員会費	均等割	100分の50	天草市、上天草市及び苓北 町
		一般管理費のうち特別 職報酬及び交際費	人口割	100分の50	
	一般管理に要する経費（上記共 通経費以外の経費）		均等割	100分の20	
広域サインの設置及び管理運 営に関する事務に要する経費		基準財政需要額割	100分 の40		

関係市町の広域にわたる事務 のあり方の調査研究及び広域 的連携に基づく計画等の策定 に関する事務に要する経費		
---	--	--

(2) 介護保険法に基づく介護認定審査会に関する経費

区分	負担割合	対象市町
民生費 介護認定審査会の設置運営に 関する事務並びに認定システ ムの開発及び管理運営に要す る経費	均等割 100分の20 審査件数割 100分の80	天草市、上天草市及び苓北 町

(3) ごみ処理施設及びごみ処理施設に附帯する集会施設（以下「ごみ処理施設等」という。）  
の設置及び管理運営に関する経費

区分	負担割合	対象市町
衛生費 清掃総務に要する経費	均等割 100分の20 人口割 100分の80	天草市、上天草市及び苓北 町
ごみ処理施設等の管理運営に 要する経費	均等割 100分の20 人口割 100分の30	本渡地区清 天草市及び苓 掃センター 北町
	搬入量割 100分の50	松島地区清 天草市及び上 掃センター 天草市 及び附帯す る集会所施 設
		再生処理施 天草市、上天 設及び最終 草市及び苓北 処分場 町
	人口割 100分の100	新ごみ処理 天草市、上天 施設 草市及び苓北 町
ごみ処理施設等の設置に要す	均等割 100分の20	本渡地区清 天草市及び苓

る経費	人口割 100分の80	掃センター	北町
		松島地区清 掃センター 及び附帯す る集会所施 設	天草市及び上 草市
		再生処理施 設及び最終 処分場	天草市、上天 草市及び苓北 町
		新ごみ処理 施設	天草市、上天 草市及び苓北 町

(4) 消防に関する経費

区分		負担割合	対象市町
消防費	消防事務に要する経費	基準財政需要額のうち常備	天草市、上天草市及び苓北 町
	消防施設の設置及び整備に要 する経費	消防費相当額割	

備考

- 1 人口割は、直近の国勢調査の人口による。ただし、ごみ処理施設等の管理運営に要する経費のうち、新ごみ処理施設に係る関係市町が負担すべき人口割の額の算定は、関係市町のごみ収集運搬及び関連施設の運営に係る経費（施設の維持管理に要する整備費用を除く。）を考慮し、算出するものとする。
- 2 基準財政需要額割は、前年度の基準財政需要額による。
- 3 審査件数割は、前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの審査件数実績による。
- 4 搬入量割は、関係市町が前々年度に搬入したごみの総量による。
- 5 ごみ処理施設等の設置に要する経費のうち、新ごみ処理施設に係る関係市町が負担すべき均等割の額（廃棄物処理施設及びリサイクル推進施設に係る設計及び建設に要する費用に関する部分に限る。）の算定は、天草市及び上天草市にあつては、合併前の市町の数の合算した数により天草広域連合設立時の構成市町の数により按分するものとする。